

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

## 原告ら準備書面（23）

2021年6月22日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係 御中

|             |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|
| 原告ら訴訟代理人弁護士 | 大 | 脇 | 雅 | 子 |
| 同           | 青 | 山 | 邦 | 夫 |
| 同           | 内 | 河 | 恵 | 一 |
| 同           | 松 | 本 | 篤 | 周 |
| 同           | 中 | 谷 | 雄 | 二 |

外35名

本準備書面は、甲C4の1、甲B56号証、甲B57号証にあるフリージャーナリストの西谷文和氏の取材の前提となっている9.11事件からアフガニスタン戦争、イラク戦争へ至る経緯とその国際法上の位置づけを検討した後、安保法制法制定後の南スーダンにおける現地の状況を述べ、戦争の実態と戦争する国が日本社会をどう変質させるかを述べるものである。その際、実際にアフガニスタン、イラク、南スーダン現地を取材したフリージャーナリストの西谷文和氏の陳述に依るものとする。

## 第1 9. 1 1 事件とアフガニスタン攻撃の国際法上の正当性について

1 2001年9月11日の同時多発テロは、4機の民間航空機がハイジャックされ、うち2機がニューヨークの世界貿易センタービルに、1機が米国防総省に突入し、残り1機は墜落した。犠牲者は、ビル内のオフィスの勤務者、航空機の乗員・乗客、救助にあたった消防士や警察官など、日本を含む81か国から5,000名を越えると言われる（米国の安保理事会議長宛の書簡に挙げられた数字）。テレビを通じて世界に放映された世界貿易センタービル崩壊の画像は、世界中の人々に大きな衝撃を与えた。

2 ブッシュ米大統領は、非常事態を宣言し、国境を封鎖し、厳戒態勢を敷き、「これは戦争だ。我々は戦争で報復する。」と言った。FBI（連邦捜査局）は直ちに犯人を特定した。正式発表には2週間を要したが、実行犯は全員で19人、うち15人がサウジアラビア、2人がアラブ首長国連邦（UAE）、1人がレバノン、1人がエジプト人だった。事件発生から数時間後には、米国家安全保障局は事件の背景にウサーマ・ビン・ラーディンがいると確信し、実行犯はアルカイダのメンバーであり、アフガニスタンに拠点を持つアルカイダを、その首謀者であるビン・ラーディンによって発案されたものと判断した。

国連安全保障理事会は、翌日である2001年9月12日、決議1368を採択した。同決議は、「国際連合憲章の原則及び目的を再確認し、テロ活動によって引き起こされた国際の平和及び安全に対する脅威に対してあらゆる手段を用いて闘うことを決意し、憲章に従って、個別的又は集団的自衛の固有の権利を認識し、

1. 2001年9月11日にニューヨーク、ワシントン D.C.、及びペンシルバニアで発生した恐怖のテロ攻撃を最も強い表現で明確に非難し、そのような行為が、国際テロリズムのあらゆる行為と同様に、国際の平和及び安全に対する脅威であると認める。

2. 犠牲者及びその家族並びにアメリカ合衆国の国民及び政府に対して、深

甚なる同情及び哀悼の意を表明する。

3. すべての国に対して、これらテロ攻撃の実行者、組織者及び支援者を法に照らして裁くために緊急に共同して取り組むことを求めるとともに、これらの行為の実行者、組織者及び支援者を援助し、支持し又はかくまう者は、その責任が問われることを強調する。

<中略>

5. 2001年9月11日のテロ攻撃に対応するため、またあらゆる形態のテロリズムと闘うため、国連憲章のもとでの同理事会の責任に従い、あらゆる必要な手順をとる用意があることを表明する。」とした。

- 3 同年10月7日、米国は英国と共にアフガニスタンに対する軍事攻撃を開始するに至った。この軍事攻撃の国際法上の正当性については、当時から議論が存在する。

アメリカは、個別的自衛権の行使だと主張し、他国は、集団的自衛権の行使によって武力行使が正当化されると主張していた。しかし、例えば、松井芳郎名古屋大学教授は、当初から、アフガニスタン攻撃を国際法違反であると主張していた。テロは、国連が締結していた様々なテロ防止のための国際条約でも、国際犯罪ではなく、国内犯罪として扱われてきていた。国内犯罪である結果、テロは国際法上戦争ではない。テロが犯罪である以上、国際法上被疑者に認められる人権が保障されなければならない。

米英国は、国連憲章51条の国際法上の個別的及び集団的自衛権の固有の権利の行使だと主張しているが、少なくとも現在の国際法では、テロ集団は国際法主体ではない。国際法上の権利も義務も負う存在ではない。

したがって、国際法上法主体ではないテロ集団によって行われたテロ攻撃は、国内法上の犯罪ではあっても、国際法上自衛権の発動を可能とする武力攻撃ではない。

現代国際法では国際関係における武力行使が禁止されており、この禁止に反

する違法な武力攻撃に対抗するためにだけ自衛権の行使が合法とされる。自衛権は違法性阻却事由であるから、国際法主体ではない、国際義務の違反をおかしようがないテロ集団の攻撃に対して自衛権を持ち出すのは場違いである。

また、アフガニスタンがテロリストを「かくまった」という理由で武力攻撃をアフガニスタンに向けることも、テロ集団が、アフガニスタンの命令・支配の下に行動するか、テロ集団のアフガニスタンが認知し採用していた場合、あるいはテロ集団の行為に国が実質的関与を行う場合でなければ、その国（アフガニスタン）がテロ集団たるアルカーイダの行為を理由に当該国を相手に自衛権を発動出来ない。

これを前提に米英がアフガニスタンを自衛権を理由に攻撃できる要件を満たしているかどうかを松井教授は検討し、①ビン・ラディンとアルカイダが真犯人かが、公表されている情報では不十分である。②テロがアフガニスタンの行為と認められる証拠はなく、自衛権発動の前提条件を欠いている。さらに、国際法主体化どうかの問題を横においても、9. 11 事件を理由にアフガニスタンに武力攻撃することは、国連憲章 51 条が定める自衛権行使の要件を満たしていない。すなわち、国連憲章 51 条の自衛権行使は、「武力攻撃が発生した場合」に国連安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、認めた権利であって、武力攻撃発生中であれば別であるが、「武力攻撃」から 4 週間後の 10 月 7 日の空爆は、自衛権の発動としては、以下の理由によって不可能であると結論づけている。

第 1 は、国連憲章の集団安全保障の精神の無視、第 2 は、4 週間の間に代替措置がとり得たと思われ、必要性の要件が欠如している。第 3 は、緊急性の要件を満たしていない。第 4 に、国連憲章 51 条は先制自衛を認めていない。以上の理由により、米英のアフガニスタン攻撃は、国連憲章に反する国際法違反の武力攻撃であると結論づけている（松井芳郎「テロ、戦争、自衛—米国等のアフガニスタン攻撃を考える」東信堂）。

4 以上のとおり、本来、従来の国際法の解釈上合法化される余地のなかった米英によるアフガニスタン攻撃を国際法上許されるという立場は、国連安保理決議1368及び1373によって国連安全保障理事会によって武力行使が許可されたのだという解釈がされることがある。

しかし、松井教授は、この2つの決議を詳細に検討し、決議1368は、武力行使の許可を行う際に安全保障理事会決議で用いられる、「国連憲章第7章のもとで行動し」という文言を含まないこと、決議1373の本文第3項が、「全体として反テロの国際協力の強化を目的としたもので武力行使の文脈で規定されたものではない、とりわけ第3項(c)は、国にこのための相互の「協力」を呼びかけたものです。そして何よりも、武力行使禁止原則は国連憲章のもっとも重要な基本原則であり、しばしば強行規範(jus cogens)に属するともいわれるものですから、たとえ安保理事会がその例外に当たる行動を許可する権限を有するとしても、それは疑うことができない明文によるものでなければならないでしょう」(松井前掲書60頁)と国連安保理決議によって武力行使が許可されたとも言えないと述べている。

5 結局、国連憲章上9.11事件を根拠として、アフガニスタンを武力攻撃することは、国際法上許されない筈であるが、事件の衝撃によりアメリカ全体が一体感を強め、国際社会もアメリカへの同情から、上記国連安保理決議を「個別的ないし集団的自衛権がある」と解釈して、米国は個別的自衛権により、他国は集団的自衛権を根拠としてアフガニスタンに対する武力攻撃が行われたのである。

6 9.11事件から9日後の2001年9月20日、ブッシュ大統領は全米国民にむけて議会で演説し、次のように述べた。

「我々のテロに対する戦いはアルカーイダを相手に始まるが、そこで終わるわけではない。世界中のすべてのテロリスト集団を発見し、その行動を止めさせ、そして打倒するまで続く。…これかのアメリカの戦争はひとつの戦闘では

なく、これまで見たことのないような長い戦いになるだろう。…我々はテロリストの資金源を断って干上がらせ、互いに対立させ、あちこち逃げまどわざるをえないようにし、どこにも休息し避難する場所がないようにする。そしてテロリストを支援しこれに安息所を与えるような国をまた、我々は追い詰める。さあ、すべての地域のすべての国は、覚悟を決めなければならない。『お前たちは我々の側につくのか、それともテロリストの側につくのか』。これ以降、テロリズムを支援し続ける国を、アメリカは『敵対する政権』と見なす。」（酒井啓子「9. 11後の現代史」講談社現代新書84頁）

この作戦は、「不朽の自由作戦」（OEF）と名付けられた。

- 7 開戦から40日たらずで首都カブールは陥落、11月半ばまでにはタリバン政権は崩壊状態となった。戦闘と並行して国連はアフガニスタンの反タリバン勢力をドイツのボンに招集し、タリバン政権崩壊後の政権構想を議論した。その結果、12月22日にはハーミド・カルザイを大統領とする暫定政権が成立した。
- 8 しかし、タリバン政権の打倒は、アフガニスタンに平和をもたらすことにはならなかった。アメリカの空爆によって、死亡した民間人の数は、3700人と推計されている（ハワード・ジン「テロリズムと戦争」大月書店5頁）。

さらに、空爆が始まると同時に難民流出が始まった。2002年1月の「ガーディアン紙」によれば、「ヘラートの近くにある難民キャンプの1つは、現地の人たちに『屠殺所』と呼ばれていますが、『ここには35万人を超える数の行き場を失ったアフガン人たちが居住している。そのうち、毎日100人が寒さと飢えのために死んでいる』とのことです。この難民キャンプは『エチオピアに見られると同様な、いわゆる人道的介入の大失敗に近い状態』にあるのです。」（ハワード・ジン前掲書5頁）

こうした難民家族が持てるだけの家財道具を背に負ったり荷車に乗せたりして国境を越えようとする姿が想像できる。米英軍は、アフガニスタンにテロ行

為をしかけているのである。カブールや、アフガニスタンの他の都市に住んでいる人たちはこうした空爆の恐怖のもとで暮らさなくてはならない。技術的に未開発の国にいて、怪物のような大きな爆撃機が何機も猛烈な爆音をうならせて飛んできて、恐ろしい爆発をあちことで起こす。これがどんな状態であるか想像できるだろうか。

当初、ブッシュ政権はビン・ラディンを捕まえることを目標にした。しかし、見つけ出せず、タリバンの指導者たちを捕まえることを目標にした。これも、2001年12月20日のニューヨーク・タイムズ紙によれば、大破壊にもかかわらず、「事実上タリバンの上層指導部は全員、アメリカの空爆を生き延び、アメリカの支援を受けたアフガニスタンによる捕獲を逃れた」と報じている。

- 9 アフガニスタンでの攻撃目標を失った米国は、今度はイラクに対して軍事行動に出ることを考え出した。イラク攻撃に踏み出す前の時点で、アメリカの歴史学者であるハワード・ジンは、次のように警告していた。「もしアメリカ合衆国がアフガン戦争をイラクにまで拡大すれば、アメリカとアラブ諸国との関係、アメリカとイスラム教徒の関係に悲惨な影響を及ぼすことでしょう。なぜなら、そのときには、アメリカ合衆国がその暴力行為をアフガニスタンだけに限定して行うのではないことがあからさまになるからです。アフガニスタン以外の国を攻撃すれば、われわれはイスラム教に反対しているのではないというブッシュ大統領のこれまでの主張は足場を失い、崩れ去ります。アメリカは再びテロリストとそうでない一般市民とを区別しないで他国を攻撃し、その結果、アフガニスタンで見られたのと同じような恐ろしい結果を住民にもたらすことになるます。

ブッシュ政権がこの戦争を非常に長期的なものにしようとしているという説明の意味を、アメリカ国民はいまだ十分に読み取っていないのではないかと私は思います。『私たちは自分の子どもや孫たちを戦争永続状態の中で生活させたいのか？もっともっと世界が私たちに敵対心を持ち、アメリカ合衆国が世界

中でももっとも多くの死傷者を出す原因となるような、そんな状態の中で生活させたいのか?』と私たちは自問する必要があります。」（ハワード・ジン 前掲書 25 頁～26 頁）

この警告は現実のものとなった。

- 10 首都カブールが陥落し、タリバン政権崩壊が現実になるにつれ、アフガニスタンの秩序、治安をどのように守るかが課題となった。アフガニスタン人からなる治安維持部隊を創設するまでの間、国際的な部隊を展開する必要があるが、国連平和維持部隊（PKO）の派遣は困難だと考えられた。部隊派遣までに時間がかかること、現地の紛争当事者による休戦協定や政治的合意が欠如している中で治安維持部隊を派遣すれば、戦闘に巻き込まれる恐れが多分にあった。そのため、国連平和維持部隊は派遣できず、多国籍軍による治安維持が構想された。

アフガニスタンの内戦を終結させた 2001 年 12 月のボン合意によれば、ボン合意参加者は国連安全保障理事会に対し、国連のマンデート（権限付与）の下にある部隊をアフガニスタンに展開することの承認の検討を要請する。この部隊はカブール及びその周辺地域の治安維持を支援する、この部隊は、適当であれば、他の地域に拡大し得る、ということであった。

このボン合意に基づき 2001 年 12 月 20 日に採択されたのが、国連安保理決議 1386 号である。この決議により、「国際治安支援部隊」（ISAF）が設立された。OEF はテロとの戦いを行うが、ISAF は本来、テロリスト集団を掃討するための部隊ではなく、アフガニスタンで警察などの治安機関が育ち、治安維持の任務を果たせるようになるまでの間、暫定的に、犯罪集団、盗賊など治安を乱す者からカブールの治安を守ろう、という部隊であった。

決議 1386 号は、「カブール及びその周辺地域での治安維持においてアフガニスタン暫定機構を支援するために ISAF を設立する」としている。しかし、テロ掃討作戦が当初の予想以上に長期化することが明らかになり、タリバンな

どの反政府集団も勢力の回復傾向を見せるにつれ、ISAF にもともと期待されていた警察的役割とテロ掃討との境があいまいになっていった。

ISAF は 2003 年 10 月 13 日に採択された安保理決議 1510 号により、そのマンデート（権限付与）が、カブール及びその周辺の外における治安維持にまで拡大された。この決議に基づき、ISAF は、2004 年から北部を皮切りに、2005 年に西部、2006 年 7 月に南部、2006 年 10 月に東部へと全国展開を行った（以上、進藤雄介「タリバンの復活」花伝社 62 頁～64 頁参照）。これが、甲 C 4 の 1 で西谷文和氏が説明しているアフガニスタンに NATO 諸国を始めとした先進諸国が派遣されている理由である。

- 11 甲 57 号証 2 頁で西谷文和氏が治安維持活動の実態を映像の補足説明として「『道路脇で薪を拾っていたら、米軍の車列が通りかかった。立ち上がって眺めていたら撃たれた』という遊牧民の少年の証言があります。アフガニスタンの地方ではガスも電気もありません。昼のうちに薪を拾っておかないと寒い夜に凍死してしまう恐れがあります。ですので少年たちは薪を拾いに行くのですが、これを米軍から見たら、『道路脇に爆弾を仕掛けているタリバン兵』にも見えます。だから疑わしきは銃撃なのです。」と書いている。これが治安維持活動の実態なのである。

## 第2 イラク戦争の開始とその後の展開

- 1 イラクは、1991 年湾岸戦争で米軍を中心とする多国籍軍に、その停戦合意として軍備拡張をしないことを誓約させられた。保有する大量破壊兵器は、国連の兵器査察団の監視の下で廃棄させられることになった。その後、査察は厳しく繰り返された。当初は、国連による大量破壊兵器査察では、多くの長距離ミサイルが発見され廃棄されるなどの成果を上げたが、後半になるとイラク政府側の協力が十分でないとみなして、査察活動は強引なものとなっていたため、イラクは国連の査察を拒否した。2002 年、アメリカはそれを激しく

問題にし、国連の査察では大量破壊兵器を見つけられないとして、イラクに対する軍事攻撃を主張した。

2003年2月、国連安全保障理事会で当時のコリン・パウエル米 국무長官は、イラクが核開発のためのウラニウムを購入しようとしているなど、様々なデータを盛り込んだ報告書（パウエル報告書）を提示して、イラク戦闘を正当化しようとした。他の国連安保理事国、特にフランスなどは、国連査察団は十分な活動をしているから性急な軍事行動をとるべきではない、と主張して米英の主戦論に反対した。その結果、国連は戦争を容認する決議を行うことはなかった。

2 2003年3月20日、米英を中心とした有志連合軍は、バグダッドを始めとするイラク各地に大規模な空爆を行い、イラク戦争を開始した。攻撃に参加した国は4か国（米、英、オーストラリア、ポーランド）、総兵員26万3000人であった。南部クエートから地上部隊が北進し、南部の諸都市を次々に制圧した後、4月9日にバグダッドに入り、市中心街のフセイン像を引き倒した。イラク軍の抵抗はほとんどの地域で見られず、これをもって実質的なフセイン政権の崩壊とされ、残る北部の諸都市もモスルが11日に、ティクリートが15日に米軍の手に落ちた。5月1日、ブッシュ米大統領は、「主要な戦闘の終了」を宣言し、戦争としてのイラク戦争は、42日で終わった。

3 イラク戦争を始めた米・英はイラクの民間人（非戦闘員）死者数を数えることすら行わず、現在も何人のイラク人の命が失われ、どれだけの人たちが負傷し、家を破壊されたのか、それはわからない。しかしながら、多くの非戦闘員である民間人が被害を受けた戦争であったことは明らかにされつつある。すなわち、NGO組織「イラク・ボディ・カウント」（米中央軍司令官が「われわれはボディ・カウント（死体の勘定）はしない」と発言したことに対し、米英の研究者らが民間人の死者数を集計するプロジェクトとして立ち上げたもの）によると、戦後2か月の段階でイラク人民間人の被害が最低でも5000人と推

計されている。

イラク戦争中、バグダッドを目指して北上しようとする米軍とそれを阻止しようとするイラク軍が衝突する最前線となったイラク中部ナジャフ・カルバラ両市の近郊では、大勢の民間人が米軍の攻撃によって負傷し、家族を失い、命を奪われた。米英軍の攻撃は決して「ピンポイント攻撃」ではなかった。これから長い人生を歩き出す、その出発点に立ったばかりの大勢の小さな子どもたちまでもが、命を奪われ、あるいは体を傷つけられ、生涯に及ぶ障害を負わされた戦争であった（甲 C 4 の 1 のイラクの米軍により銃撃を受けた少年の例はその一例である）。

最前線に近い中部ヒッラの病院を取材した記録は、その様子を以下のように語っている。

「米軍は開戦後数日で両市付近に到達しており、一帯ではすでに2週間近く戦闘が続いていることになる。多い日には、一時間で150人近い患者が運び込まれたという。この日は37人が入院中だった。…中略…

ある病室に6人の患者が横たわっていた。全員が同じ家族だ。3月26日、ナジャフの自宅にいた一家を、米軍のクラスター爆弾が襲ったという。、11歳のムスタファくんは両足全体を血が滲んだ包帯で巻かれ、右目をやられた5歳のアンマールくんは顔の右側と額が包帯で覆われている。4歳のベニンちゃんは両足の甲にやけどを負った。

そして、13歳のファラくんは、両足首と両手に厚く包帯を巻いているだけでなく、股から太もの内側にかけてガーゼが当てられており、その周囲にもいくつもの小さな傷跡がある。クラスター爆弾の細かい破片が突き刺さり、取り出せない状態だという。レントゲン写真を見ると、無数の白い影が映っていた。かなり痛むらしく、顔をしかめながらうめき声をもらしている。

『ブッシュはテロリストだ。ブッシュはテロリストだ…』

そばに寄り添っていた相澤さんが顔を近づけると、小さな声でこう繰り返した。」（安田純平『囚われのイラク 混迷の「戦後復興」』137～139頁）

西谷氏が取材した病院での取材と同じ被害が、イラク各地で繰り返されている。

た。

- 4 主要な戦闘の終了宣言以降、最初の2週間は軍人のジェイ・ガーナーが、次いで文民のポール・ブレマーが連合国暫定統治局（CPA）の長としてイラクに派遣され、戦後改革を進めた。しかし、その「改革」は、アメリカが主張する「民主化」を形式的に進めることに力点が置かれ、住民の生活の安定を確保する措置が二の次とされた。

民主化は、軍や治安部隊、バアス党の解体と、旧体制関係者の大規模な公職追放がなされ、2か月後にはイラク人による統治評議会を同年9月には閣僚を任命して、「イラク人の手による戦後復興」の体裁を整えようとした。

イラク人の中ではアメリカ主導に対する反発が強く、早期の選挙実施と民選議員による国家運営を求める声におされ、2004年6月には移行政府が成立、その下で2005年1月には、初めての自由選挙である制憲議会選挙が、同年10月には新憲法を承認する国民投票が実施された。同年末には、第一回国民議会選挙が行われて、シーア派イスラム主義政党の連立選挙ブロックが勝利し、2006年5月には、連立の中心たるダアワ党を率いるヌーリー・マーリキーが首相に就任した。

しかし、制度的な民主化が進むにつれ、これと反比例するかのよう国内の治安が悪化していった。イラクに駐留していた米軍は、これらの制度面での達成を理由に、2011年末には一旦、全軍の撤退を実現したが、結局、イスラム過激派組織「イスラム国（IS）」の伸長を受けてその後、方針転換を迫られ、ISと戦う国際連合軍を構成する駐留米軍の規模を5000人超に増強しなければならない事態に追い込まれた。

その後、トランプ大統領の時代に「終わりのなき戦争を終結」させるとして、駐留米軍を削減したが、2021年6月イラクのカディミ首相は、「訓練、武器、技術に関する協力のためだけに、100人単位を超えない程度の人数のアメリカ軍兵士が残留する。両国間の合意にしたがい、アメリカ軍が完全にイラク

国外に撤退する日程も調整される」と発表した。今日も米軍の完全撤退が実現していない状況にある。

### 第3 虚偽の戦争目的と民間人大量虐殺

- 1 米・英がこのイラク戦争開戦に踏み切った理由は、「イラクには大量破壊兵器がある」ということだった。しかしながら、2004年7月9日に出されたアメリカ上院情報特別委員会の報告書、同7月14日に出されたイギリス独立調査委員会報告書、同10月6日に出されたアメリカ「イラクの大量破壊兵器に関する調査団」の最終報告、2005年3月31日に出されたアメリカ独立調査委員会最終報告書のいずれにおいても、開戦当時のイラクに大量破壊兵器はなかった（もしくは、あったとする米CIAあるいは英情報機関の情報は極めて疑わしい）との調査結果が出されている。
- 2 米・英がイラク戦争開始約8か月前にはすでに（イラクがその後、査察を受け入れるかどうかには関係なく）、政権転覆のためにイラク戦争を行うことが合意されていた。これは、2002年7月23日にイギリス首相官邸で開かれた会議を担当補佐官がメモした「ダウニングストリートメモ」により明らかにされた。イギリス政府は同メモを真性なものと認めている（2005.6.20 しんぶん赤旗）。同会議の席上、「ブッシュがすでに武力行使を決断したことは間違いない。しかし、攻撃する理由が薄弱だ。サダムは近隣諸国の脅威とはなっていないし、大量破壊兵器を開発するイラクの能力はリビア・北朝鮮・イランよりも劣る。」と明示されている（傍点部引用者）。そして、はっきりと「イラクの政権交代がいかに望まし」いか（ゴールドスミス法務長官の発言）として、イラクの政権交代こそがイラクに対して軍事作戦を行う目的であることも明示されていた。他国に対して、その政権転覆を目的として軍事作戦を行うことは、明らかに、侵略である。イラク戦争は「大量破壊兵器」という「嘘」に名を借りた侵略戦争に他ならず、イラク戦争を始めた米・英はそのことを十分に認識

した上で民間人に対する殺戮を厭わず敢えて戦争を始めたのである。

- 3 日本政府はイラク戦争開戦前から、米・英によるイラクに対する武力行使を積極的に支持した。小泉首相は「イラク戦争が始まれば支持する」意向をかため日本政府は国連安保理理事国ではなかったにもかかわらず、安保理に対してイラク攻撃を支持するよう積極的な外交を展開した。小泉首相はイラクへの武力行使を支持する理由として「日米関係の信頼を損なうことは、日本の国家利益に反する。」と述べた。日本政府は「国益」のために、米・英の侵略戦争を積極的に支持したのである。

#### 4 イラク占領下における民間人虐殺

- (1) さらに米・英両軍を中心とする占領軍（C J T F 7，第七連合統合任務軍）は、主要な戦闘が終了したと米・ブッシュ大統領が宣言した2003年5月の後にもイラクへの駐留を続け、「掃討作戦」等の名目をつけて、イラクの住民に対して銃を向け続けた。2004年6月9日までの時点において、「イラク・ボディ・カウント」はイラク民間人（非戦闘員）が最大で1万1232人死亡した、と推計発表し、英・ストロー外相も2004年5月に「イラクにおける民間人死者は最低1万人いる」と発言している（2004.5.20付朝日新聞朝刊）。この中には、非暴力・民主的手段によって行われた政治表現（失業者によるデモ）に対し多国籍軍が発砲するという、武力行使の事件も含まれていたのである。

- (2) 占領軍が、イラク民間人（非戦闘員）を無差別に攻撃してきたことを一番如実に示す例が、ファルージャに対する2004年4月の掃討作戦である。

ファルージャ市はバグダッド西方約60キロに位置し、人口およそ30万人の都市であった。

イラク戦争に引き続き米軍の占領が始まった直後の2003年4月、ファルージャ市内の小学校に陣地を構えた米軍に対して市民が撤退を求めてデモを行ったところ、その市民に対して米軍が発砲し、市民17人が殺害される

という事件が起こっていた。

米軍によるファルージャ包囲・攻撃は、2004年3月31日、アメリカ民間人（ただし米軍あるいは情報機関出身の、米国傭兵会社の従業員）4人がファルージャで殺され、その遺体が損傷された事件に直接の端を発する。

2004年4月4日、米軍は突然、バグダッドに通じる幹線道路の入口を含むファルージャ市内の全ての出入り口を封鎖した。翌5日にはファルージャ市内へ侵入を始めた。米軍は戦車で市内へ侵攻した他、戦闘機あるいは武装ヘリコプターによる空爆を何度も行い、女性と子どもを含む多くの住民を殺害した。ファルージャでは、2004年4月5日から25日間にわたって続いた米軍のファルージャ包囲・攻撃によって700人を超える住民が命を奪われたと言われている。墓地が足りないため、ファルージャ市内中心地にあるサッカー場におよそ500人の住民が急遽埋葬された。中には、自宅の庭に埋葬された犠牲者もいる。このような米軍による「掃討作戦」の実態はマスメディアにおいてはほとんど報道されなかった。日本人のNGO活動家ら5人が相次いで身柄を拘束されたのも、米軍によるファルージャ掃討作戦が行われているまさにその最中であった。

### （3）暫定政府下、多国籍軍とイラク治安部隊は民間人殺戮を続けた。

2004年9月から11月にかけて、米軍はイラクの諸都市を武装勢力の拠点とみなし、掃討作戦を続けた。掃討作戦は、幹線道路を封鎖し、空爆を行った上で、大量の兵力を投入して武装勢力とのつながりを疑われた者が身柄を拘束されたり、銃撃されている。

C P A 占領時に引き続き、中部の都市ファルージャは何度も米軍・イラク国家警備隊合同による「掃討作戦」の対象とされた。2004年11月に行われた「殲滅作戦」では、都市は包囲され、多くの住民が殺害されあるいは負傷した後、手当を受けることができないまま死亡し、市街地も破壊され尽くした。故郷の町を去り避難した住民たちは、避難生活を余儀なくされた。

2004年11月の「殲滅作戦」では、外国メディアがファルージャ市内から一切閉め出され、米軍・イラク国家警備隊がファルージャ住民たちに対して何を行ったか、その全貌は明らかにされていない。

しかし現時点において判明している情報によっても、住民たちの多くが生命を奪われ、街全体が破壊された。かろうじて市内にとどまったBBCイラク人記者からは、「殲滅作戦」開始と同時に市内の水・電気の供給が止められ、3日後には通りに転がる死体が増え続けて耐え難い悪臭が漂い、人々が飢えに苦しんでおり、多くの負傷者が治療を受けることも出来ずに死につつある、との報告がされていた2004.11.15付朝日新聞朝刊）。

そのファルージャへ救援に向かった医師・看護師ら17人が、ファルージャへたどり着く途中で狙撃され殺害されたり、赤新月社（日本でいうところの赤十字に相当）が水・食料等を搭載し住民の支援のため入市を求めたところ、米軍によって拒否され、救援さえまならなかった。米軍によって非合法兵器であるマスタードガスや神経ガスやその他化学兵器など、国際的に使用が禁じられている兵器が使用されたという報告がされている。

ファルージャ市内では1万6000もの住宅と41のモスクが破壊された。「殲滅作戦」が形の上では終了した後も米軍はファルージャに駐留を続けている。米軍は理由のない家宅搜索や身柄拘束を続けたり、道路を管理している一方、市内多くの地区で水・電気が復旧していない。この「殲滅作戦」には、沖縄の米軍基地からイラクへ派兵されている米軍第31海兵遠征隊が主力部隊として参戦した他、普天間基地及び岩国基地に所属する輸送機を含む第265米海兵中型ヘリコプター中隊が人員と貨物を輸送していた。

このようなイラク民間人に対する攻撃・殺害について、2004年10月29日にはイギリスの有力医学誌「ランセット」の電子版において、アメリカ公衆衛生学者グループにより、イラク民間人死者を10万人と推計する論文が発表された。同論文によれば、2003年3月のイラク戦争開始後、イ

ラクにおける死亡リスクは 1.5 倍に高まり、暴力による死者は戦前に比して 58 倍に達したとされている。

- (4) イラク戦争において日本は、多国籍軍の一員として陸上自衛隊を「人道復興支援」目的でサマワに派遣し、航空自衛隊を米軍の人員、武器、弾薬の輸送などの後方支援活動を行い、海上自衛隊は、陸上自衛隊の物資等の輸送を担当した。この内、航空自衛隊の米軍の輸送活動について、名古屋高裁は、米軍の武力行使と一体化するものとして、憲法 9 条 1 項に違反し、違憲だと判断した。

しかし、名古屋高裁で、憲法違反だと判断された戦闘行為中の米軍に対する武器弾薬、武装した兵員の輸送という後方支援行為も、上記判決後に安保法制法の一環として制定された国際平和支援法によれば、多国籍軍による武力行使を容認したものではないと評価される国連決議であっても、国連決議がある以上、その活動への協力として、自衛隊を派遣することは可能となる。

「武力行使と一体化してはならない」とはされているものの、戦闘現場での後方支援はできないが、戦闘地域での武器弾薬や武装した兵員の輸送という後方支援は許されている。秘密保護法制定後の今日、詳細が国民に明らかにされないまま、イラク戦争のように今日明らかな国際法違反の侵略戦争に加担し、他国の民衆の大量虐殺にすら自衛隊員が「合法的」に加担させられることになったのである。そのような事態は、憲法 9 条を内面の規範として持つ多くの国民には耐えがたい精神的苦痛を引き起こすものである。甲 C 4 の 1 で、西谷文和氏が取材したイラク戦争後のイラクの現地は、このような背景の下に多くの民間人が、多国籍軍、中でも米軍によって犠牲となったのである。

甲 C 4 の 1、甲 B 5 6、5 7 号証はこれらの背景を前提に見られなければならない。西谷文和氏がインタビューしている病院での被害を受けた子ども達の姿を見て、全く罪のない子どもを自国の軍隊が傷つけていることに耐え

がたい精神的苦痛を感じるのは、人間として当たり前の反応である。

## 第4 ISを生み出したもの

### 1 ISはどうして生まれたのか

(1) IS (Islamic State) は、イラク戦争及びアフガニスタン戦争、その他シリアなど中東地域での武力紛争の中心的な武装組織であった。イラク、シリアの国境付近を中心に両国の広い範囲を武力制圧し、指導者であったバグダディは 2014 年 7 月 4 日、「カリフ国家」の建国とカリフへの即位を宣言した。IS はサイクス=ピコ協定体制打破を主張し、武力とイスラム法によるイスラム主義国家の樹立を目指し、その地理的範囲は、中東地域を越えてイスラム圏全体にカリフ制による統治機構を敷くとしている。

この IS は、サイクス=ピコ協定体制打破を打ち出し、西欧諸国による中東支配の構造に不満と矛盾を感じる多くの中東の民衆の共感を得た。

さらに、カリフ国家は、西欧型近代国家建設によって、独裁や弾圧、貧富の格差の拡大などによって、自分たちの社会は反映と成功を手にしたのだろうか、と疑問を感じていたイスラム教徒が置かれていた鬱屈や、抑圧、差別から抜け出す道だと魅力的に感じたことが影響力を持った一因である（酒井啓子前掲書 30 頁）。

そして、この IS は、単なるテロ集団と言えない組織性をもっていた。効率的な軍事行動、イラクのモスル制圧から 3 日後には「首都バグダッドを目指す」と公言し、わずか 1 週間で北部最大の製油所があるベイジ、サダム・フセイン元大統領の生地であるティクリートを支配下においた。

軍事面だけでなく、制圧した地域では銀行や行政機関を真っ先に掌握し、その収入を活動資金、都市住民や戦闘員の給与に充て、地元公務員には通常業務を続けるように命じた。略奪したトラックを軍用車に改造したり、制圧した油田から石油を密輸して収入を得るなど、高い技術力を見せた。パスポ

ートの発行や金貨の鑄造など「国家」の外形を短期間に築き上げたことも衝撃を与えた原因である。これらが可能であったのは、イラク戦争で追放された、イラク戦争前に政権の座にあったバアス党の残党が合流したことが原因だとされる。

IS が国際的に大きな注目を引いた要因の 1 つに外国人戦闘員の流入がある。治安・諜報分野を専門とする民間調査機関ゾウファン・グループのシリアとイラクにおける外国人戦闘員の報告書では、最も多い外国人はチュニジア人で 6 0 0 0 人、次いでサウディアラビア人 2 5 0 0 人であるが、ヨーロッパ諸国からの流入が多い点が注目される。ロシア（2 4 0 0 人）、フランス（1 7 0 0 人）、ドイツ、イギリス（ともに 7 6 0 人）、オーストリア、スウェーデン（ともに 3 0 0 人）となっている。アジアからは、インドネシア（7 0 0 人）、中国（3 0 0 人）と多く、アメリカからも 1 5 0 人から 2 5 0 人程度が流入している。この報告書では、西欧からの流入は 2 0 1 4 年から 2 0 1 5 年で倍化して 5 0 0 0 人となったとしている。

(2) 国によって移民政策は異なるものの、西欧諸国の多くは第二次世界大戦後の復興需要から、旧植民地から大量の労働者を受け入れた。その結果、フランスでは人口の 7 ～ 9 %、ベルギーは 5 %、ドイツは 4 . 4 %、イギリスは 4 . 4 % がイスラム教徒となっている。その多くが元移民としてヨーロッパ社会の中で社会的上昇を果たせていない。酒井啓子は前掲書で「ヨーロッパ社会から疎外され、ドロップアウトしたイスラム系移民二世が、「ひとかどの人物」になれる機会かもしれないと期待して合流したのが、IS だったのだろう。」と推測している（4 0 頁）。イスラム系ヨーロッパ人の多くが、連日報道されるシリア内戦での被害者の無惨な姿を見、アサド政権やシリアを空爆する欧米諸国に一矢報いてやりたいと考えて、シリアにはせ参じた（酒井前掲書 4 0 頁）。

IS はさらに、「世界各地で武器を持って立ち上がる」よう呼びかけた。IS

に感化されたフランスとベルギーの北アフリカ系移民二世が起こした最大の爆破事件が、2015年11月に起きたパリ同時多発テロ事件だった。劇場やカフェなど金曜日の夜を楽しむ客でごった返すなかで起きた乱射・爆破事件は、死者130人を超える大惨事となった。ISはこの事件の犯行声明を初めて出した。

- (3) これに先立つ同年1月にフランスで起きたのが、風刺画紙「シャルリーエブド」本社に対するアルジェリア系フランス人による襲撃事件が起き、合計17人の死者を出していた。これがシャルリーエブド事件である。

甲B56号証で西谷氏が7頁以下でこの事件に疑問を提示している。当時のオランド大統領が低支持率（12～15％）に悩んでいた時期であり、ISへの空爆の派兵延長決議の締め切り時期となる1月18日の直前に事件は起き、犯人が殺害され、事件は収束した。

その二日後の日曜日、政府が呼びかけてフランス全土で大集会が開催され、「私はシャルリー」と書かれたプラカードを持った国民約370万人が参加した。この集会に40カ国以上の首脳も参加し、「世界はフランスと団結し、テロと戦う」と誓ったと世界中に報じられたが、実際には、首脳たちは集会に参加せず、報道用にデモの先頭に立つ姿だけを撮影し、世界の手メディアはこれを報じなかった（甲B56号証写真、7．8．9参照）。

その結果、オランド大統領の支持率は急上昇し（同号証図1参照）、デモ2日後の1月13日（火）に、フランス議会はISへの空爆延長決議を、賛成488、反対1、棄権12で通過させた。しかし、犯行現場を訪れた西谷氏は、襲撃事件から2日後に、別の犯人がユダヤ系食品スーパーに立てこもって、客を人質に取り、4名が殺害された現場のスーパーでは、現場に被害者の写真が飾られ、花が供えられていたのにもかかわらず、テロと戦い、殉職した英雄であるはずの警官の殺害現場には花もメッセージもなかったことや、西谷氏が自らスマホのGPS案内アプリを利用してシャルリーエブド社

まで行った際に、最初に犯人が間違えたのと同じビルに、同じように間違えて行ったこと、そのことから犯人は下見もせず、犯行に及んだとみられることなどを根拠に、事件の大きさに比べた杜撰さから見て、本当に組織的計画的なテロ事件であったのかどうかについて疑問を提示している（西谷陳述書 8～9 頁）。これは合理的な疑いである。

さらに、前述の同年 11 月に起きたパリの同時多発テロについても、トルコやエジプト当局から「近日中にパリでテロが起きる可能性」と「犯人たちの名前」がフランス当局に通知されていたというのである。しかも、首謀者らはベルギーの刑務所で知り合ったというが、ベルギーでは拘置されている人間を早期に釈放する場合、GPS 付きの足輪をつけることが多く、釈放者を追跡できるようにしているが、ベルギー警察は犯人グループには足輪をつけていなかったというのである（西谷陳述書 11 頁）。

その上、約 100 名の警官と兵士が取り囲んでいたのに、逮捕はせず、首謀者に約 5000 発の銃弾を浴びせて殺害したというのである。フランスとベルギー当局の行動に西谷氏は、本当に「テロと戦う」つもりだったのか疑問を提示している。

西谷氏が甲 B 56 号証 12 頁冒頭で述べている「テロが起きる→メディアが繰り返し報道する→国民の中に恐怖感が植え付けられる→あまり反対世論が盛り上がらない中で戦争が拡大する→イラクやシリアで戦争に巻き込まれた人々の中から反米感情が芽生え「ニューIS」が生まれる→新たなテロが起きる→メディアが繰り返しテロ事件を報道し、国民の中に恐怖感情が植え込まれ…」という悪循環は、「テロとの戦い」の中で繰り返されたことであった。結局テロという暴力を空爆という暴力で封じることができないのである。

（4）西谷氏の現地取材に基づく疑問や事実の指摘から我々は、大手メディアで報じられている事実が、必ずしも真実ではないことに気づかされる。我々の判断の前提となる知識の多くはマスメディアの報じる情報に基づくことが多

いが、その情報が操作され、意図的に歪められている危険性があることを西谷氏の報告は示している。

## 2 ISはイラク戦争によって生み出された

- (1) イギリスのイラク戦争参戦経緯と戦後処理を検証する独立調査委員会（通称チルコット委員会）は、2016年夏に膨大な報告書を発表した。その中でブレア政権が誤った判断に基づきイラクを武力攻撃し、イラク戦争後の対処も十分ではなかったことが厳しく糾弾されている。イラク戦争が理も大義もない戦争だったということが、開戦から13年を経て、開戦当事国の公的な機関で認められるのである。無責任でずさんに行われたイラク戦争によって、イラクは、秩序が崩壊し、政治は不安定化し、経済は停滞するという悲劇的な運命をたどることになった。その理不尽さから IS は生まれたと言える。チルコット報告書で「イラク戦争がなかったら IS は生まれていなかった」とで糾弾されたトニー・ブレア元首相が2015年に以下のように述べている（酒井前掲書46頁）。「イラクを攻撃して数十万もの死者を出す理不尽が通るのであれば、破壊者であるアメリカ人をジハードの対象にするのは全くもって理不尽ではない、といった趣旨のことをウサーマ・ビン・ラーディンが言ったのは湾岸戦争のあとだったが、イラク戦争後に IS に結集したものは、同じ思いを抱いただろう。イラク戦争が無責任かつずさんに壊したフセイン政権のイラクで生まれ育ったイラク人にとっては、なぜ自分たちの生活が戦争によって壊されるのか、さっぱり承服できないからである。」（酒井前掲書46～47頁）との説明は納得できるものである。

- (2) 上記テロ事件の後も世界中でテロが頻発した。しかし、これらのテロ事件の多くは、IS に影響を受けたとしても直接の指示を受けたものではないケースが多い。現地で独自に展開する過激派のネットワークの中で育ったか、あるいは IS の思想や行動に感化された一匹狼型の行動である。結局、イスラムが暴力化するのではなく、暴力性を抱えた個人や集団が、それを正当化

するためにイスラムを利用しているのである。その暴力の根底には、欧米社会における移民出身のイスラム教徒に対する差別がある。そうであれば、シリアやイラクで IS が衰退し、息が絶えたとしても、世界の至るところで疎外され、鬱屈を抱えてドロップアウトする者が存在する限り、終息することはない。2016年～2017年頃にイギリス、アメリカで起きた IS を名乗ったテロ事件の犯人には50歳前後の中年世代も少なくない。IS やアルカイダのような武装集団は、国家が破綻し、人々が自信と生きる意味を失ったところに住み着くのである。

歴史家のジョン・W・ダワー氏は、その著書「アメリカ暴力の世紀」（岩波書店2017年）の中で、2014年半ばのウォール・ストリート・ジャーナル誌の、米国が、ソ連がアフガニスタンに侵攻し、イスラム教徒がイランで政権を奪取し、アメリカがベトナムから手を引いて東南アジアが動揺していた1970年代末以来、経験したことのないような「世界的規模での不安定の広がり」に直面していると述べた記事を紹介した後、「最初は、『不安定の連鎖拡大反応』定式は、主要国家間の衝突の危険性についてはそれほど重要視せず、主に中東、アフリカ、アジアの一定地域に焦点を当てるものであった。しかし今や『不機能国家』や破壊的な『ならず者国家』と結びつけられたイスラム教徒によるテロの恐怖が、勢力を強めている中国、再び力を誇示しようとしているロシア、2015年までは核兵器保有国になりつつあったイランなどの強大な軍事力の恐怖と重なりあっているという状況を作り出している。」（125頁－126頁）と書いている。まさに、このような認識が米国の認識であろう。

甲C4の1、甲B56及び甲B57号証はこのような背景を前提にして理解されねばならない。

## 第5 南スーダン PKO

1 南スーダン PKO については、準備書面（12）88頁～95頁を参照されたい。

南スーダン PKO に派遣されていた元自衛隊員である小山修一氏は、がその著書「あの日、ジュバは戦場だった」（文芸春秋）において、ジュバクライシスの状況を克明に描いている。

4日間にわたり続いたジュバクライシスのうちの7月11日について、小山氏は、次のように描いている。「朝には昨日の衝突で中国隊の隊員が亡くなったという情報が日本隊にも入り衝撃が走った。私は驚きと同時に、同じ PKO 隊員として悲しい気持ちになった。日本隊宿営地近傍のトルコビルでの激しい衝突は、決して終わっていなかった。早朝の6時35分移行、RPG（携帯対戦車ロケット弾）を持った政府軍兵士らがビルファムロード沿いに前進し、トルコビル周辺に散開、歩兵の先導に引き続き、T-72 戦車2両が進入してきた。戦車砲による射撃音、迫撃砲弾着の爆発音、機関銃の激しい連射音がけたたましく鳴り響いた。監視カメラの映像には、政府軍兵士がビルファムロード沿いの民家で略奪を行っている様子や、民間人を激しく殴打する暴力シーンも映し出されていた。この日、日本隊宿営地の近傍に所在するルワンダ歩兵大隊の宿営地には、砲弾3発が着弾。そのうちの1発がルワンダ隊長の執務室を直撃、大量破壊を逃れたものの、ルワンダ隊員2人と保護されていた避難民5人が重軽傷を負った。」（121頁）

銃撃戦、砲撃戦が激しくなる度に、隊員たちがシェルターに退避行動をとったという。

しかも、前日までは各隊員の居室などの屋内に退避をさせていたが、あまりの激しさと UN トンビンが政府軍に攻撃される恐れがあったため、より防弾効果の高いシェルター退避に移行されたという。

このシェルター退避の際の状況について、「政府軍兵士が遂に宿営地内に侵入しているのではないかと思えるほど銃声が間近に聞こえることもあった。長

い時間、シェルターの狭苦しい空間で銃声、砲声が鳴り止むのを皆でじっと耐え忍んでいた。重い空気のまま、ただ長い時間だけが過ぎていく。『これって完全にアウトでしょ』狭いシェルターの中で声が聞こえた。苛立ちを隠しきれない口調だった。PK0参加5原則に比してアウト、という意味だ。」（123頁）とその状況を報告している。

このジュバクライシスについての日報が一旦、「廃棄されたことにせよ」との指示がされたり、「戦闘」を「衝突」と書き換えるように指示がされたことなども詳細に描かれている。

同書で、小山氏は、「万が一、自衛隊員が激しい衝突に巻き込まれて殉職した場合、ジュバで軽易な葬送式を済ませ、遺体は国連旗と日本国旗の両方に包まれた棺に入れられ、本国に送還することになっていた。空港で最初に遺体を出迎えるのは、自衛隊の最高指揮官たる内閣総理大臣と聞いていた。」（244頁）と明かしている。

同書では、日本隊について、一人の死傷者も出すことはなかったとして、「南スーダン派遣施設隊、総員異常なし」（137頁）と結んでいる。

しかし、西谷氏が陳述書15頁で明記しているように、政府は、南スーダンからの帰還者のうち「2名が自殺、1名が傷病死」と発表した（甲B56号証添付図3参照）。その詳細は明らかにされていないが、「一人の死傷者も出すことはなかった」という小山氏の著書と政府の傷病死1名との間には明らかに食い違いがある。そして、2名が自殺したことも重要な事実である。

- 2 甲B56号証の南スーダンの自衛隊宿営地付近の現場を取材した西谷氏の陳述書の記載は、小山氏の著書と合わせて読むときに、本来、戦闘地域に派遣されない筈の自衛隊が、「戦闘」に遭遇していたことを明らかにしている。憲法との矛盾する法律に基づき、派遣の既成事実を先行させようとする政治的思惑が、このような事態を生んでいるのである。

## 第6 「戦争する国」になることは日本に何をもたらすか

- 1 原告らは、甲C4の1、甲B56、57号証で西谷文和氏の取材の映像と西谷氏が取材状況を報告した陳述書を提出した。同氏の陳述から国民が知らされない多くの事実が隠されていたことがわかる。
- 2 安保法制が制定された後の現時点での日本にとって、「戦争」に巻き込まれる危険性は、準備書面21及び本準備書面のアフガニスタン、イラク戦争の項目で述べた、米軍の下請けとして紛争地に派遣されること、あるいは PKO ないし国際平和を名目に現地の治安維持を任務として任され、民間人を殺害し、派遣された自衛隊員が殺される危険と、準備書面21の末尾で述べた米国の対中戦略の前面に押し立てられ、米中衝突における米軍の弾よけに自衛(隊)？が使われることが最も可能性が強い。戦争する国へと近づいていくこの時期に立憲主義が踏みにじられていることを目の前にして違憲立法審査権を憲法上委ねられた裁判所が座視していることは、裁判所の任務の放棄である。
- 3 海兵隊に三年間在籍し、日本で大学教授を勤め、現在、沖縄に居住しているアメリカ人のダグラス・ラミス氏は、「戦争をする国の社会はどうなるか」という文章を書いている。

その中で、ラミス氏は、大学の同級生の中に戦争帰りの人がいたという例を挙げている。「大学のクラブの仲間の一人は朝鮮戦争にいったことが自慢で、机の上にドクロの置物を置いてあって、ろうそく立てにしていました。朝鮮人か中国人の頭蓋骨だった。それが彼の自慢のお土産でした。その人はいまアメリカの大学の教授になっています。」(C・ダグラス・ラミス「なぜアメリカはこんなに戦争をするのか」晶文社、112～113頁)というエピソードを紹介した後、「大学の同級生のなかに戦争へ行って人を殺してきたかもしれない人がいる。そういう人が社会のあちらこちらにいる。そうすると、その社会では人を殺すということが特別なことではなくなります。いくら戦争は国境の外ですませるといっても、国内の社会が戦場の影響を受けるのです。」(

前同書 1 1 3 頁)。

そう言った後、日本社会は、戦後、国家の交戦権のもとで誰一人海外で人を殺していないという事実がある。そのことが日本社会そのものを基礎づけている。その点がアメリカとのはっきりとした違いだという。特に男の子の教育という観点からその違いがはっきりと見えてくると言い、「アメリカでは戦争で人を殺せる人間でないと一人前の男にはなれない。極論ですが、そのために次から次へと戦場を探しているという説もあるくらいです。十年か二十年ごとにどこかで戦争をして、どの世代にも自分が本当の男であると証明するチャンスを与えている。アメリカの不可解な軍国主義の根底には、そういう動機があるのではないかとされています。」「そういうふうに次々と戦争をしていると、いくら国境の外でやっても、人を殺せる人間を何百万人も社会の内部に抱え込むことになります。このことが平和憲法のもとにある日本の社会と根本的に違うところです。」(前同書 1 1 4 頁)と述べている。

その上で次の言葉で結んでいる。「日本が戦争をする国になったら、自衛隊が海外に出かけて行って人を殺すことになりますが、それで終わりではなくて、日本の社会そのものが変わります。戦争にいて人を殺して帰ってこないと、お父さんやお兄さんのたちのような大人になれないと思い込んだら、男の子の生き方が変わるのです。」

このまま、なしくずしに既成事実を積み重ねることを見過ごしにして、日本社会が変質していった良いのだろうか。日本に生きている一人一人は自らの与えられた権限と責任の範囲内でせい一杯このような社会の変質を止めることが要請されているのではないか。それが、この時代に生きる一人一人の責任であるし、裁判官にとっては憲法上与えられ、裁判官以外には権限を行使できない違憲立法審査権という任務の重みではないだろうか。

以上